

# 河川の汚れを防ぎ、水をきれいにしましょう

## 令和5年度 合併処理浄化槽の補助金の申請を受け付けます

### 対象地域

町内全域（ただし、公共下水道及び農業・林業集落排水事業等の事業計画区域となる地域は、その年度から対象外です。）

### 対象事業

専用住宅に10人以下の合併処理浄化槽を設置する場合で、次の条件を満たすもの。

- (1)美作県民局環境課へ浄化槽設置の届出をし、審査を受けているか、県の建築確認を受けていること。
- (2)専用住宅を借りているときは、所有者の承諾を得ていること。
- (3)令和6年3月末日までに事業が完了し、実績報告書が提出できること。

### 申請期間

令和5年4月～

申請書類は本庁上下水道課にあります。また、鏡野町のホームページからもダウンロードできます。

### 申請受付採択基準

(1)公共下水道及び農業・林業集落排水事業の全体計画区域外の地域。（全体計画区域内でも一部補助対象になる地域もあります。）

\*申請の採択は予算の範囲内とし、先着順で受け付けを行います。

令和5年度は11基を予定しています。

(2)前年度分までの税金等を完納していること。（税金等とは、鏡野町税条例第3条に規定する町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道使用料、有線テレビ使用料、保育料及び学校給食費等。）

### 補助金限度額

令和5年度の補助金額は、右表のとおりです。詳しくは、上下水道課へお問い合わせください。

人槽区分	限度額	加算額
5人槽	332,000円	256,000円
7人槽	414,000円	312,000円
10人槽	548,000円	448,000円

\*浄化槽の人槽は住宅の延べ面積のみで決定されるものではありません。くわしくは美作県民局（建築確認担当）へおたずね下さい。

\*下水道整備全体計画区域内で事業計画区域外の地域には限度額を交付します。

\*下水道整備全体計画区域外の地域には限度額+加算補助金を交付します。

\*浄化槽の設置に伴って単独処理浄化槽の撤去が行われる場合には、限度額に撤去に要する費用の額(上限9万円)を加えた額を限度額とします。

\*単独処理浄化槽からの転換に伴う浄化槽の設置に付帯して宅内配管工事が行われる場合には、この表の限度額に当該宅内配管工事に要する費用の額（上限30万円）を加えた額を限度額とします。

### 合併浄化槽の特長は

#### 1. 処理能力が優れている。

BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l以下に排水を浄化します。

#### 2. 短時間で設置できる。

取付け工事が簡単で、工期約1週間という短時間で設置できるため投資効果がすぐ現われます。

#### 3. 地形の影響を受けずに、どこにでも設置可能

駐車場1台分の面積があれば充分。コンパクトな施設ですから設置場所を選びません。

#### 4. 自然の浄化能力も活用し、清流を回復

河川の自然浄化能力を活用するとともに、河川の水量確保も可能になります。

### お問い合わせ先

鏡野町上下水道課 電話(0868) 54-0001(直通)

## 検針票の表示について

### ○表示内容について

・水道の検針を行った建物が同じ住所又は同じ建物であれば、水道と下水道のご利用者が異なる場合でも、上下水道を使用している住所又は建物のデータが連動しているため、「ご使用水量のお知らせ」に下水道使用料のお知らせも表示されます。

・下水道人数…2カ月分の延べ人数となっております。1カ月あたりの人数が実際にお住まいの人数と比べて、検針票の人数と違う場合は、上下水道課までお問い合わせください。

\*下水道をご使用のご家庭で、お住まいの方がお引越しをされる場合、住民票の異動の有無にかかわらず、下水道使用人数変更の手続きが必要です。



### お問い合わせ先

鏡野町上下水道課 電話(0868) 54-0001(直通)